

## 「復帰50年の沖縄の金融・経済のあゆみと未来展望の運営委託業務」仕様書

### 1. 事業名

復帰50年の沖縄の金融・経済のあゆみと未来展望の運営委託業務

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和4年10月31日まで

### 3. 事業目的

本土復帰50周年を機に、戦後沖縄経済史の中から、特に基地依存型輸入経済の成り立ち、沖縄通貨の歴史、基地経済など、沖縄の金融・経済のあゆみについてシンポジウム等を通じ、幅広い世代において沖縄が歩んできた歴史的な経済事情の理解を深めるとともに、沖縄経済の未来を展望する事を目的とする。

〈シンポジウム案〉

テーマ：「復帰50年の沖縄の金融・経済のあゆみと未来展望」

日時：令和4年10月23日(日) ※時間は調整中

場所：県立武道館アリーナ

講演：県内有識者1名(45分)

想定パネラー：大学教授、まちづくりファシリテーター、民間企業代表等、計4名  
(60分)

※シンポジウムは100人～150人規模で、準備1時間30分、シンポジウム2時間、撤去作業1時間30分、計5時間を予定している。シンポジウムは基調講演、パネルディスカッションの2部構成とし、通常開催で行う。

※講演者である「県内有識者」は、想定パネラー4名に含まれるものとする。

※登壇者として、想定パネラー4名の他、ファシリテーター1名を起用予定。

### 4. 委託業務内容

委託業務内容は以下に示すとおりとする。

#### (1) シンポジウム開催に要する業務

##### ア. シンポジウム開催当日の会場設営・撤去作業

① 音響設備は会場に常備されているものを使用すること（受託者負担で別途用意・使用することは差し支えない）。

② 開催予定会場は県施設のため、使用料は発生しない。

##### イ. シンポジウムに出席する講師等との調整

① 講師・パネラー・ファシリテーターの人選、依頼、決定は沖縄県にて行う。

- ② 受託者は、県の支払基準表に従い、基調講演者、パネラー及びファシリテーターへの謝金及び旅費を支払うこと。
  - ・謝金は5,500円/人・日とすること
  - ・旅費は実費支給とすること
  - ・基調講演者、パネラー及びファシリテーターは沖縄県本島在住を想定すること
- ③ 受託者は、日程等の事務連絡、進行シナリオの調整、その他シンポジウム進行に必要な事項について、講師等と調整を行うこと。

ウ. シンポジウム開催の県民への周知(SNS、フライヤー等)

- ① SNS掲載、フライヤーに係る内容・デザインについては、受託者でドラフトを作成し、県の承認を得て決定すること。
- ② SNSは、Facebook, Twitter, Instagramを想定しているが、受託者においてその他のSNSを活用しても差し支えない。
- ③ SNSアカウントは、県の許諾を得て、受託者において新規に作成するものとする。
- ④ フライヤーは電子データを県に納入する。(印刷は不要)  
※SNS掲載ドラフト、フライヤードラフトの初稿は、10月11日までに県に入稿すること。

エ. その他シンポジウム開催・進行に必要な業務

- ① シンポジウム開催に係る装飾を作成する。  
(横断幕・入口案内板・講師、パネラーの懸垂幕等)
- ② 受託者は、会場にディレクターその他必要な人員を配置し、会場運営を行うこと。
- ③ 会の進行(司会者)は、ファシリテーターが兼務するため、別途の選定は不要である。

オ. シンポジウムのビデオ撮影及びデータの納入

- ① 撮影用カメラは1台とする(受託者負担で別途用意・使用することは差し支えない)。
- ② 基本的には壇上を撮影し、発言者にフォーカスするものとする。
- ③ 撮影データは、後日動画SNSサイトにアップロードすることを想定していることから、受託者は、それに耐えうる精度での撮影及びデータ規格での保存・納品を行うこと。
- ④ 撮影データの編集作業は不要とする。

カ. シンポジウムに係るシナリオ案の作成

- ① 登壇者による発言については、登壇者及び県にて作成・調整するので、受託者は、司会者発言等、会の進行に関するシナリオ案を作成すること。

(2) 「復帰50年の沖縄金融経済のあゆみ」の冊子の作成・印刷業務

ア. 県が提供する情報・資料等に基づき、わかりやすさを主眼に置いて冊子を作成する。

仕様はA4サイズ、12ページ、紙厚110kg、1000部とする。

構成案を作成し、それを基に県側と協議を重ねた上で作成する。

初稿締切日：令和4年10月4日(火)

納期：令和4年10月21日(金)

イ. 作成した冊子の電子データをPDFの形式で納品すること。

5. 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

〈契約の主たる部分〉

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統括的且つ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は本委託契約の履行に当たり、第三者に委任又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任又は請け負わせるときにはこの限りではない。

〈再委託ができる業務の範囲〉

- ・イベントの開催支援業務

〈その他、簡易な業務〉

- ・資料の収集・整理

- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

## 6. 成果品

- (1) 業務実施内容を取りまとめた業務報告書  
部数：1部、納期：令和4年10月31日（月）
- (2) 4.（1）ウ④のデータを格納したメモリースティック等電子媒体  
個数：1個、納期：令和4年10月17日（月）
- (3) 4.（2）アの冊子  
部数：1,000部、納期：令和4年10月21日（金）
- (4) (1)、(3)及び4.（1）オ③のデータを格納したメモリースティック等電子媒体  
個数：1個、納期：令和4年10月31日（月）

※納入場所は、いずれも沖縄県企画部 企画調整課執務室とする。

## 7. 著作権

成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う）及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施に当たり、第三者の著作権等その他権利に抵触する者については、受託者の責任と費用を持って処理する。

## 8. 連絡体制

本事業の実施にあたり、受託者は専任の担当者を置くこととし、当該担当者はすべての調整に応ずることとする。

## 9. その他留意事項

- (1) 委託業務の内容については実施段階において、諸事情により変更することがある。
- (2) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。